

議案第65号

取手市地域振興基金条例について

取手市地域振興基金条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第11条の2第1項第3号に規定する地域住民の連帯の強化又は地域振興等に関する施策に充てることを目的に、取手市地域振興基金を設置するため、本条例を制定するものです。

取手市地域振興基金条例

(設置)

第1条 市民の連帯の強化又は地域振興等のために必要な経費に充てるため、取手市地域振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の場合において、基金造成のために起こした地方債の償還が完了するまでに処分するときは、当該処分をしようとする年度の前年度末までに償還が終わった額の範囲内で処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。